

# 個別災害対策編



## 第一章 風水害対策

本章は、洪水・高潮災害対策のほか風水害全般の災害に対する警戒及び防御並びにこれらによる被害の軽減を図るための予防・応急対策について定めたものである。

風水害対策においては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報や河川情報等をもとに事前に警戒体制を整備する。



### 第一節 予防対策

市、稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部及び宗谷総合振興局地域創生部が、台風や前線による河川の増水や氾濫及び土砂災害等の発生に備えて実施する各種予防対策は次のとおりである。



#### 第一項 河川及び下水道等の整備

- 1 稚内開発建設部及び宗谷総合振興局稚内建設管理部は、稚内市の協力のもとにそれぞれが所管する河川の整備を推進する。北海道と協議の整った2級河川並びに準用河川及び普通河川の整備を推進する。
- 2 内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道及び排水路の整備を推進する。



#### 第二項 高波・高潮・津波等危険区域の整備

宗谷総合振興局稚内建設管理部は、災害危険区域現地調査による高波、高潮・津波危険区域において、海岸保全事業計画に基づき護岸・防波堤等の整備を推進する。



#### 第三項 土砂災害危険区域の整備

- 1 宗谷総合振興局は、治山事業計画に基づき地すべり危険区域における防止工事を推進する。
- 2 宗谷総合振興局稚内建設管理部は、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の防止工事を推進する。
- 3 市は、土石流危険渓流の整備を促進するため砂防指定地の指定等について、北海道に要望を行うとともに、積極的な協力を行う。



#### 第四項 風水害予防体制の強化

稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部及び市は、平常時から水防用資機材を整備し、ポンプ場、水門（樋門、樋管等）の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報及び警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

なお、市民に対し、危険区域や浸水想定区域の周知に努めるとともに、斜面や河川等の異常の報告や市民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。



## 第二節 応急対策

風水害にかかる気象情報を基に応急体制をとり、危険区域の巡視・警戒等速やかな応急対策を実施する。



### 第一項 職員の動員・配備

気象注意報及び警報等の気象情報、民間気象情報及び雨量・水位観測データなどから災害の発生のおそれがあるときは、応急体制をとる。



### 第二項 情報の収集伝達体制

情報の収集伝達体制は、「基本対策編 第二章 第五節 災害情報等の収集、報告」によるものとし、また、避難を要する各地区の立地に合わせて、電話、防災行政無線、ラジオ、広報車等を活用し、情報伝達する。



### 第三項 警戒及び応急対策

風水害等のおそれがあるときは、巡視・警戒を行うとともに、異常を発見したときは、基本対策編の必要な対策や、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

#### 1 河川、海岸等の警戒

風水害の発生のおそれがあるときは、必要な河川及び海岸等の巡視・警戒を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土のうの設置等応急対策を実施する。

#### 2 土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

降雨等による災害の発生のおそれがあるときは、土石流、崖崩れなど土砂災害の危険区域の巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。



### 第四項 避難活動

#### 1 避難指示等

市長は、雨量、河川の水位データ等の河川情報や巡視により、浸水のおそれがある区域に避難指示等を発令する。

また、土石流、崖崩れ等土砂災害の危険地区においても、降雨の状況や巡視によって危険があると判断されるときは避難指示等を発令するものとする。

#### 2 警戒区域の設定

市長または消防職員等は、水防上緊急の必要がある場合に必要に応じて警戒区域を設定するものとする。

## 第二章 雪害対策



異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）の予防対策及び応急対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - ア 食料、燃料等の供給対策
  - イ 医療助産対策
  - ウ 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

### 第一節 雪に強い地域づくり



特別豪雪地帯については「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく「豪雪地帯対策基本計画」により、道路交通の確保、居住環境の向上、交通ライフラインの確保、雪崩災害の防止、融雪出水災害の防止などの取り組みが行われてきた。市は今後も雪に強い地域づくりを推進し、特に次のような取り組みが重要である。

- (1) 道路除雪
- (2) 雪に強い住宅づくり（克雪住宅の推進）
- (3) 自助による除雪作業中の事故の防止対策
- (4) 地域コミュニティの共助による雪処理等
- (5) 空き家等に関する対策
- (6) 農林水産業被害への対応

## 第二節 積雪災害対策



### 第一項 除雪実施責任

#### 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関による緊急輸送等の応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要であることから、国、道、市の各道路管理者は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

##### (1) 除雪体制の強化

道路管理者は、国道、道道及び市道の整合性の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

##### ア 除雪路線の分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。なお、道路除雪基準は、資料編「資料20」のとおりである。

- a 国道路線の除雪は、稚内開発建設部が行う。
- b 道道路線の除雪は、宗谷総合振興局稚内建設管理部が行う。
- c 市道路線の除雪は、市が行う。

##### (2) 道路整備の促進

道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路や施設の整備を推進し、雪崩等による交通障害の予防に努めるものとする。

##### (3) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。また、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

#### 2 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次、除（排）雪を実施するものとする。

#### 3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

#### 4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク(株)稚内ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

#### 5 積雪時における消防対策

- (1) 除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。

(2) 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

(3) 積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

#### 6 なだれ防止対策

市民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域市民に周知させるため、関係機関は自己の業務所管区域内のなだれ発生予想箇所に標示板による表示を行う等の措置を講ずるほか、なだれ発生予想箇所の巡視や防止柵の施設を行うものとする。



### 第二項 気象状況の把握

各関係機関は、稚内地方気象台の発表する気象予警報及び気象情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。



### 第三項 除排雪対策

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- 2 河川等への雪捨は、河川の流下能力の低下につながり、溢水災害の危険があるため禁止とする。



### 第三節 寒冷対策の推進



#### 1 指定避難所対策

市は、指定避難所における暖房等の需要の増大に備え、必要資機材の備蓄に努めるほか、民間企業等との協定締結による資機材の確保に努めるものとする。また、電力供給が遮断された場合に備えて、非常電源等の確保に努めるものとする。

#### 2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

#### 第四節 融雪災害対策



市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、市民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

融雪による河川の出水災害については、「基本対策編 第三章 第三節 水防計画」に定めるほか、計画に定めるところによる。



#### 第一項 気象情報等の把握

融雪期においては、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び予想進路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。



#### 第二項 水防区域等の警戒

水防区域及びなだれ、土石流、地すべり、崖崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 消防署は、市民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- 2 関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- 3 市（建設対策部土木班）は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。



#### 第三項 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

#### 第四項 水防資機材の整備、点検



市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

#### 第五項 ダムの放流対策



ダムの管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を行うとともに、ダムの放流を行う場合は、稚内市北辰ダム管理規程（昭和56年稚内市水管規程第1号）に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域市民への情報伝達が的確かつ迅速に行なわれるよう伝達体制の確立を図るものとする。

<通知機関>

通知先名称	担当機関の名称	電話番号
稚内市長	稚内市企画総務部総務防災課	23-6380
	稚内市建設産業部土木課	23-6463
稚内警察署長	稚内警察署警備課	24-0110

#### 第六項 市民に対する水防思想の普及徹底



市長及び河川管理者は、融雪水に対し、市民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

#### 第七項 河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策



融雪による出水やなだれ等の災害を防止するため水防区域、危険溪流及び危険区域等について、巡視・警戒を行う。各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び障害物の除去など応急対策を実施する。

### 第三章 海上災害対策



#### 第一節 海難事故対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 第二節 予防対策



##### 第一項 海難事故に対する予防対策

海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため、関係機関と相互に協力して必要な予防対策を実施するものとする。

- 1 稚内海上保安部、北海道運輸局旭川運輸支局、宗谷総合振興局、稚内警察署、稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部
  - (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
  - (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
  - (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
  - (4) 海難発生時における応急活動に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
  - (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
  - (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るものとする。
  - (7) 船舶所有者及び船長に対しては、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避泊を図るよう指導するとともに、漁業協同組合に対しては気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
    - ア 漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
    - イ 漁業無線局の気象通報は各出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるものであり、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
  - (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、北海道海難防止・水難救済センター宗谷支部とともに船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。
    - ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号器機、消防設備等）及び通信施設の整備
    - イ 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立
    - ウ 船舶乗組員の養成と資質の向上

- エ 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化
  - オ 海難防止に対する意識の高揚
- (9) 稚内海上保安部及び北海道運輸局旭川運輸支局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し適切な指導を行うものとする。
- ア 海技従事有資格者の乗船確認
  - イ 無線従事有資格者の乗船確認
  - ウ 救命器具及び消火器具等の設備の確認
- 2 漁業協同組合及び船舶所有者等
- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるものとする。
  - (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
  - (3) 関係機関と相互に連携して実戦的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
  - (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

### 第三節 応急対策

#### 第一項 海難事故に対する応急対策

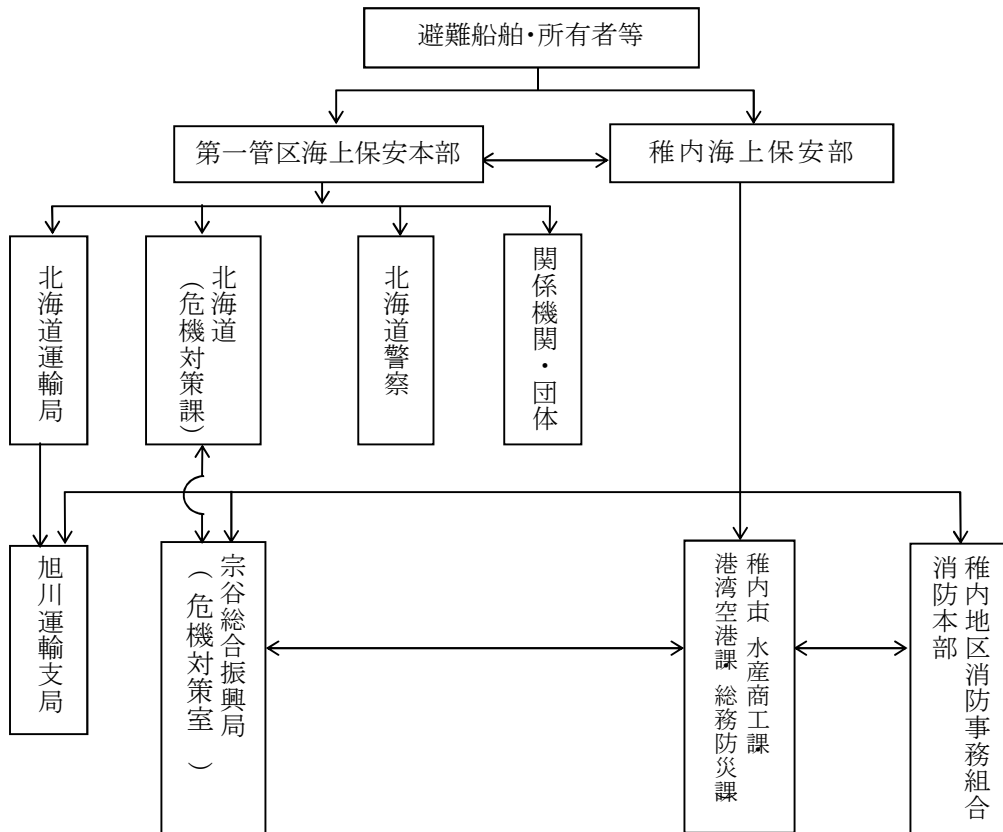


##### 1 実施機関

稚内海上保安部、稚内警察署、稚内市、稚内地区消防事務組合、稚内機船漁業協同組合、稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合、日本水難救済会稚内救難所、日本水難救済会宗谷救難所

##### 2 情報通信

関係機関は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次の連絡系統により実施するものとする。



##### 3 広域海難発生時の広報

「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

##### (1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市

市長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながらその所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

5 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

6 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 稚内海上保安部（海上保安庁法第5条）

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助に関すること。
- イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ 警察庁及び道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 市（基本法第62条、水難救護法第1条）

- ア 遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、地域防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- イ 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 稚内警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の業務について市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 水難救難所（道内に 107 カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

7 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

8 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「基本対策編 第四章 第四節 医療」の定めるところにより実施するものとする。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について市等各関係機関は、「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬」の定めるところにより実施するものとする。

10 交通規制

海難発生時における交通規制については、「基本対策編 第四章 第九節 輸送」の定めるところにより実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより実施するものとする。



## 第四節 各種予防対策



稚内海上保安部をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者及び市が行う海上災害の予防対策は、次のとおりとする。

### 第一項 船舶火災に対する予防対策



危険物等施設、港湾関係施設の管理者及び稚内海上保安部並びに市の船舶火災に対する予防対策は、次のとおりである。

- 1 危険物等の荷役中における火気取扱い及び立入禁止の徹底
- 2 化学消火剤等の配備及び消火設備の充実強化
- 3 職員、関係者に対する初期消火技術訓練の実施

### 第二項 油流出等に対する予防対策



船舶火災、タンカーなどの事故による油の流出による著しい海洋汚染が発生し、原因者のみでの的確な防除措置ができない場合に備え、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、稚内海上保安部を事務局とする「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会」が策定したマニュアル等により対応するものとする。

- (1) 流出油の防除計画の策定
- (2) 流出油防除に必要な資機材の整備（市関係分の資機材保有状況は資料編「資料 41」）
- 1 市の実施事項
  - (1) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
  - (2) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
  - (3) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
    - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
    - イ 消火器具の配備
    - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
    - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
  - (4) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- 2 流出油及び油火災等対策の業務分担
 

関係機関の流出油対策及び油火災対策の業務分担は、それぞれ次のとおりとする。

  - (1) 流出油対策の業務分担（資料編「資料 42」）
  - (2) 油火災等対策の業務分担（資料編「資料 43」）

## 第五節 各種応急対策



稚内海上保安部は、施設管理者や「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会」会員等とともに、稚内港港湾区域及び稚内市沿岸海域等における海上災害に対する応急対策活動を実施する。

### 第一項 船舶火災に対する応急対策



港内又は沿岸海域での船舶火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、稚内海上保安部と稚内地区消防事務組合との間に締結された業務協定により対処する。

### 第二項 油流出等に対する応急対策



事故により流出した油等の拡散防止及び回収除去のための応急処置は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に基づき、その原因者（当事者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動だけでは対応ができないときは、稚内海上保安部をはじめ道北地区沿岸海域排出油等防除協議会の構成機関等が事故原因者とともに次の対策を講じる。

なお、事故が発生した場合の情報伝達は、別表の連絡系統により実施するものとする。

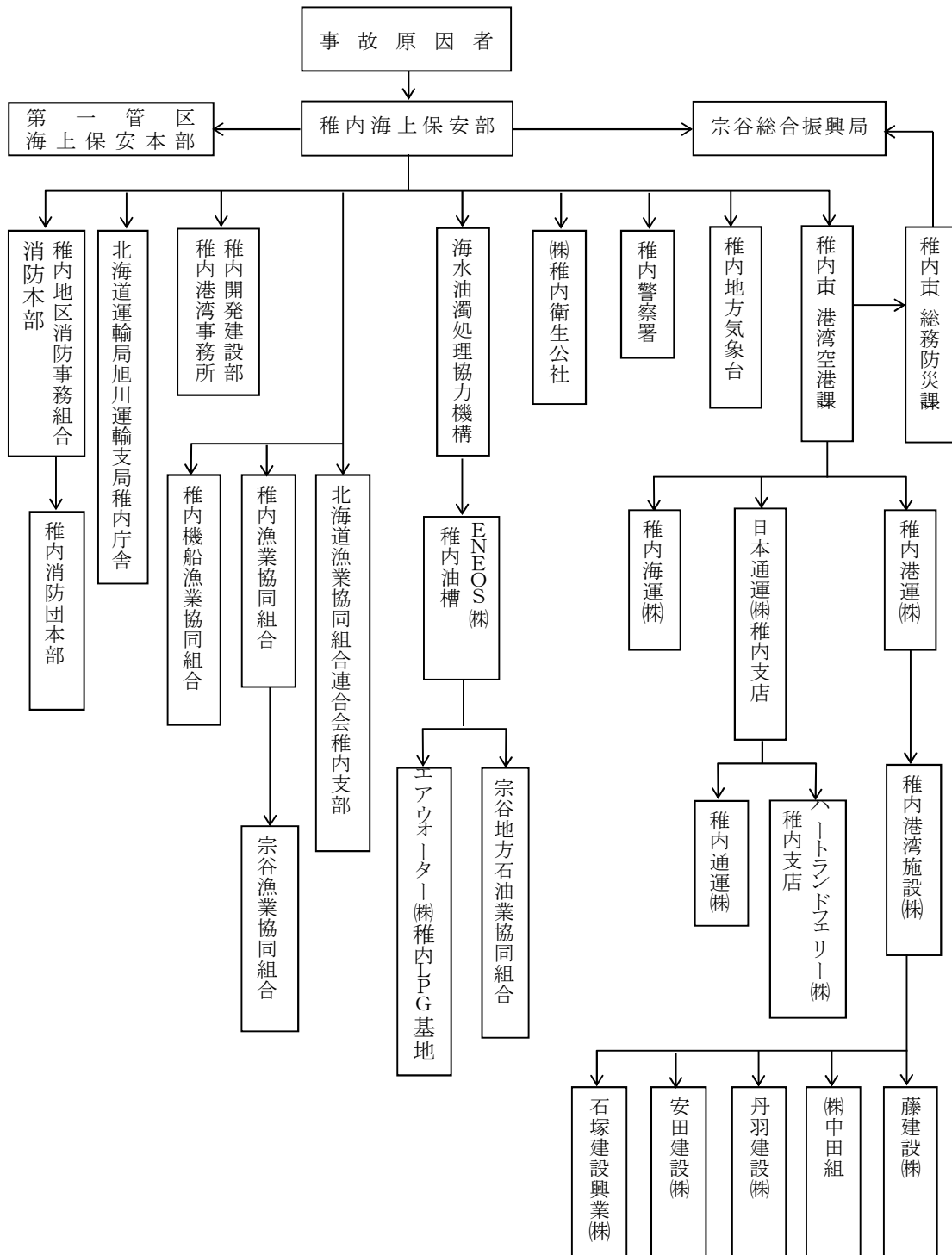
- 1 流出油の拡散防止のためオイルフェンスを設置するとともに、処理剤、吸着剤使用による応急措置
- 2 油回収船による流出油の回収
- 3 事故船舶からの油の抜き取り
- 4 流出油の漂着のおそれのある沿岸へのオイルフェンスの設置

### 第三項 相互応援



- 1 災害時には、関係機関又は企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結しているときは、協定によるものとする。
- 2 自衛隊の派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより実施するものとする。
- 3 危険物等施設及び港湾関係施設の管理者並びに北海道海難防止・水難救済センター稚内救難所は、防災関係機関から要請があったときは、保有する資機材等をもって協力するものとする。

別表 油流出事故情報連絡系統図



## 第四章 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

### 第一節 災害予防



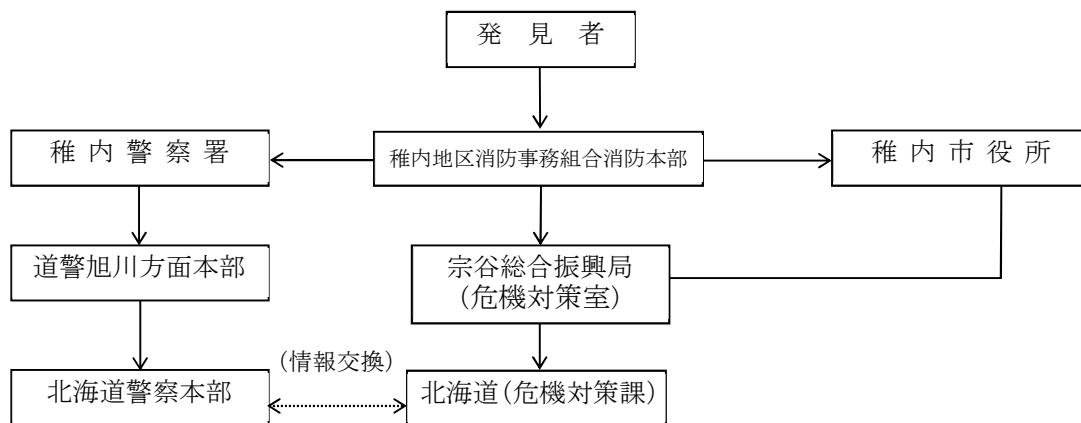
市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に対する強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

### 第二節 災害応急対策



#### 1 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



#### 2 災害広報

災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところにより、被災者の家族及び地域市民等に対して、混乱防止を図るために迅速に正確な情報提供を実施するものとする。

#### 3 応急活動体制

##### (1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

##### (2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### 4 消防活動

消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を行う。

5 避難及び救助救出活動等

市等関係機関は、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

6 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

7 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

8 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

## 第五章 林野火災対策

林野火災の予防及びこれを消火するための対策は、本計画の定めるところによる。

林野火災の予消防対策を推進するため、稚内市林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

### 1 実施機関

稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部、稚内消防署、稚内消防団、宗谷森林管理署、稚内警察署、稚内森林組合、宗谷総合振興局、稚内地方気象台、JR北海道南稚内駅、陸上自衛隊稚内分屯地、森林所有者、宗谷バス(株)

### 2 協力機関

稚内市森林愛護組合、北宗谷農業協同組合各支所、林野火災予消防巡視人

## 第一節 予防対策

### 第一項 気象情報の把握



林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

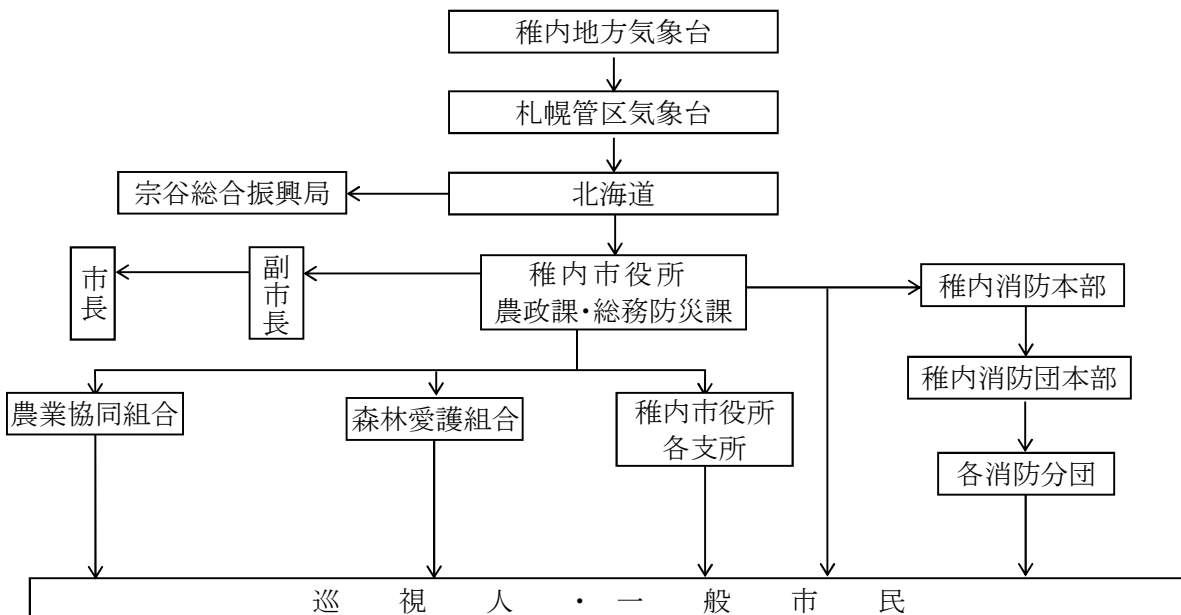
#### 1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として稚内地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、資料編「資料13」のとおりである。

#### 2 火災警報

市長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条の規定に基づき火災警報を発令することとする。

#### 3 火災気象通報伝達系統図



## 第二項 入林者別対策等



### 1 入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等で入林する者への対策として、次の事項を推進する。

- (1) 入林の許可・届出等について指導する。
- (2) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、ラジオ、広報紙等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 入林者は、巡視員、監視員の指示に従うよう指導する。

### 2 火入れ対策

林野火災危険期間（4月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び稚内市森林又は森林に接近している土地における火入れに関する条例（昭和59年稚内市条例第25号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象条件に十分留意するよう指導する。

### 3 林内事業者対策

林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- (1) 火気責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図るものとする。
- (2) 事業箇所には、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼却所を設置し、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (3) 火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図るものとする。
- (4) 道路整備、その他事業者は事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずるものとする。

### 4 森林所有者対策

森林組合及び森林所有者は、自己の所有林野内における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (2) 巡視員の配置
- (3) 無断入林者に対する指導
- (4) 火入れに対する安全対策

5 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本市における山火事予防の中核体をなすものであるから、市及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図るものとする。



## 第二節 林野火災消防対策



### 第一項 消火体制の確立

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとし、林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関に協力を求め、早期消火を図るものとする。

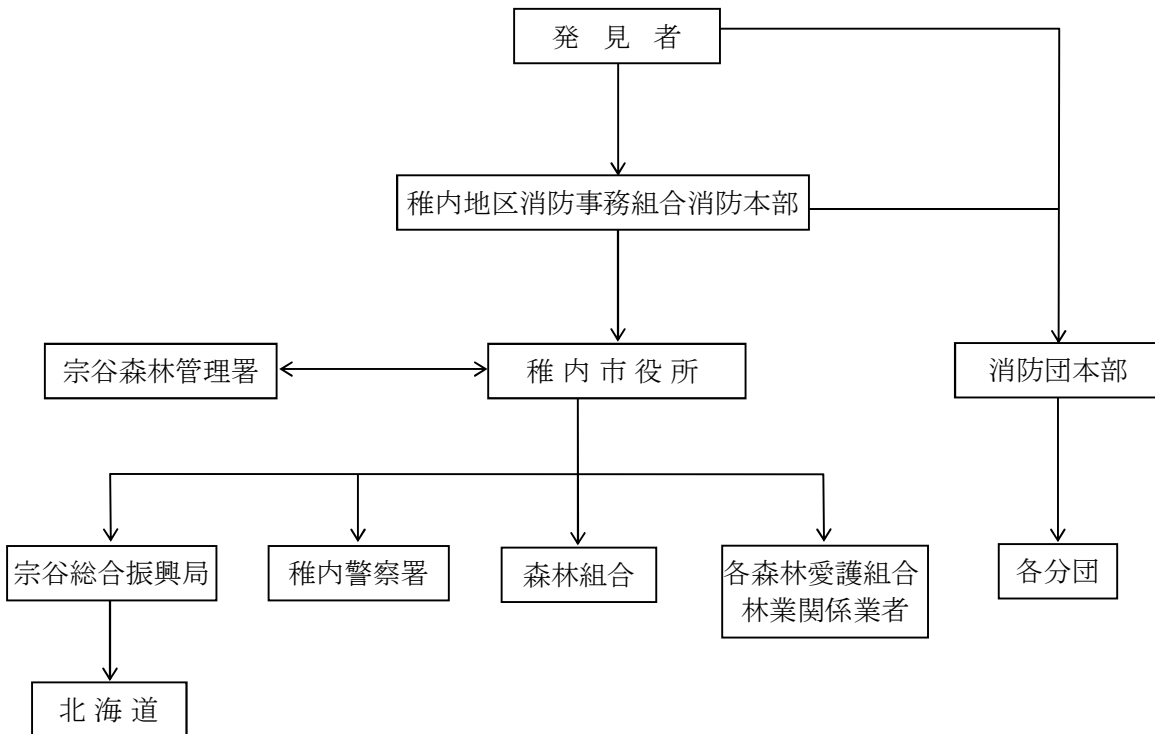
- 1 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に努めるため、森林愛護組合及び関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- 2 住家への延焼拡大の危険性のある場合、林野火災が広域化する場合等については、「基本対策編 第四章 第十四節 消防防災ヘリコプターの活用」に基づき知事に対し、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。
- 3 稚内地区消防事務組合消防本部及び森林愛護組合等は、常に林野火災に備えて機械器具等を整備点検して出動体制を確立するものとする。
- 4 林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」に基づき、知事（振興局長）に対し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

### 第二項 連絡体制の整備



林野火災情報の連絡体制は次のとおりとする。

#### 1 山火事発生通報系統図



## 第六章 その他の災害対策



### 第一節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

##### (1) 鉄軌道事業者

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 情報通信

##### ア 情報連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

##### イ 実施事項

- a 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- b 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

- c 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、北海道旅客鉄道株式会社南稚内駅により、被災者の家族等、旅客及び地域市民に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 鉄道災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

イ 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

(5) 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、迅速かつ的確に実施するものとする。

(6) 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬等」の定めるところによるほか、遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

(8) 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 災害警備」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「個別災害対策編 第六章 第三節 危険物及びその他の災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

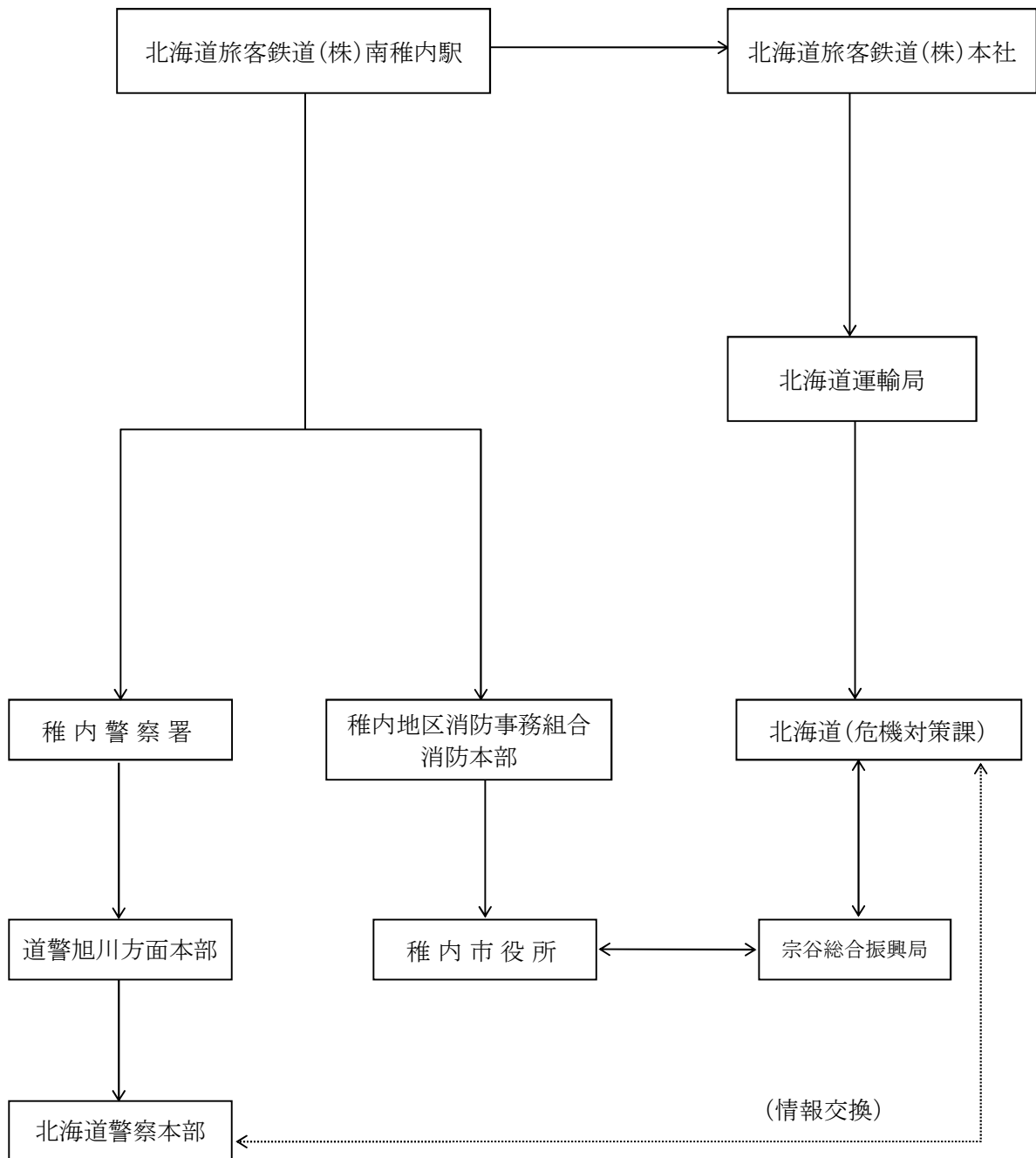
(10) 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表 情報通信連絡系統図





## 第二節 道路災害対策

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 2 災害応急対策

#### (1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

#### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、被災者の家族等、道路利用者及び地域市民に対し実施するものとする。

##### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

##### イ 道路利用者及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、道路災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

(5) 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、迅速かつ的確に実施するものとする。

(6) 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

(8) 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「個別災害対策 第六章 第三節 第三項 災害応急対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊の派遣要請

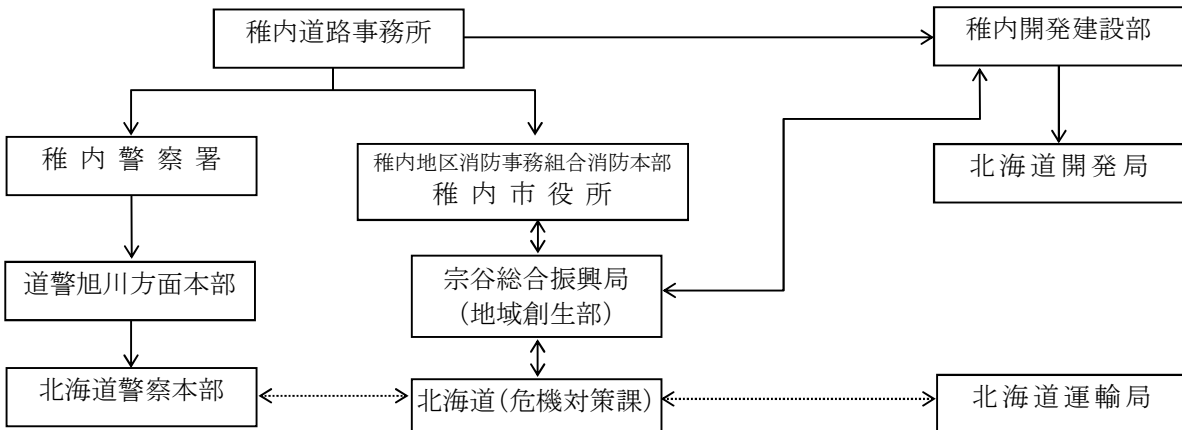
市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

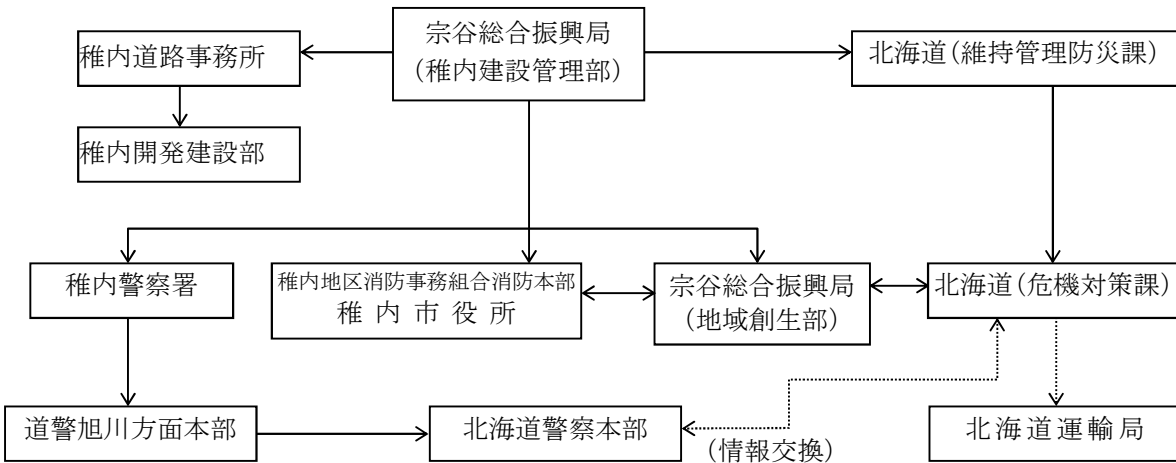
市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表 道路災害対策計画 情報通信連絡系統図

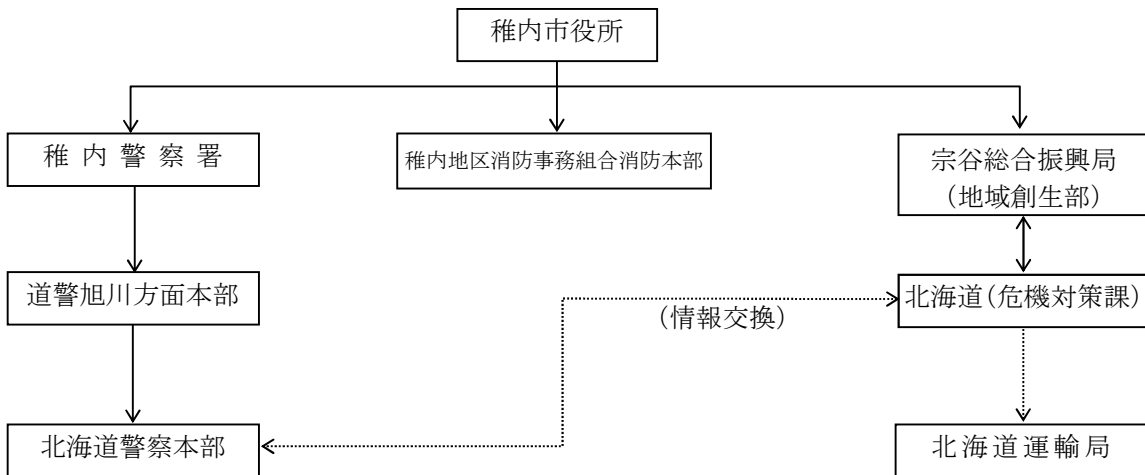
(1) 国が管理する道路の場合



(2) 道が管理する道路の場合



(3) 市が管理する道路の場合







### 第三節 危険物及びその他の災害対策

危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

#### 第一項 危険物の定義

##### 1 危険物

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定されているもの

【例】 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

##### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

##### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス等

##### 4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

##### 5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したものであり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）等により、それぞれ規定されているもの

#### 第二項 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

事業者の危険物等の貯蔵量については、資料編「資料 40 事業所別危険物等貯蔵量一覧」のとおり。

#### 第三項 災害応急対策

##### 1 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

##### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによる

ほか、事業者及び危険物等取扱規制担当機関により、被災者の家族及び地域市民等に対し実施するものとする。

### 3 応急活動体制

#### (1) 市の災害対策組織

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

#### (2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

### 5 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

### 6 避難及び救助救出活動等

市等関係機関は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」及び「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

### 7 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

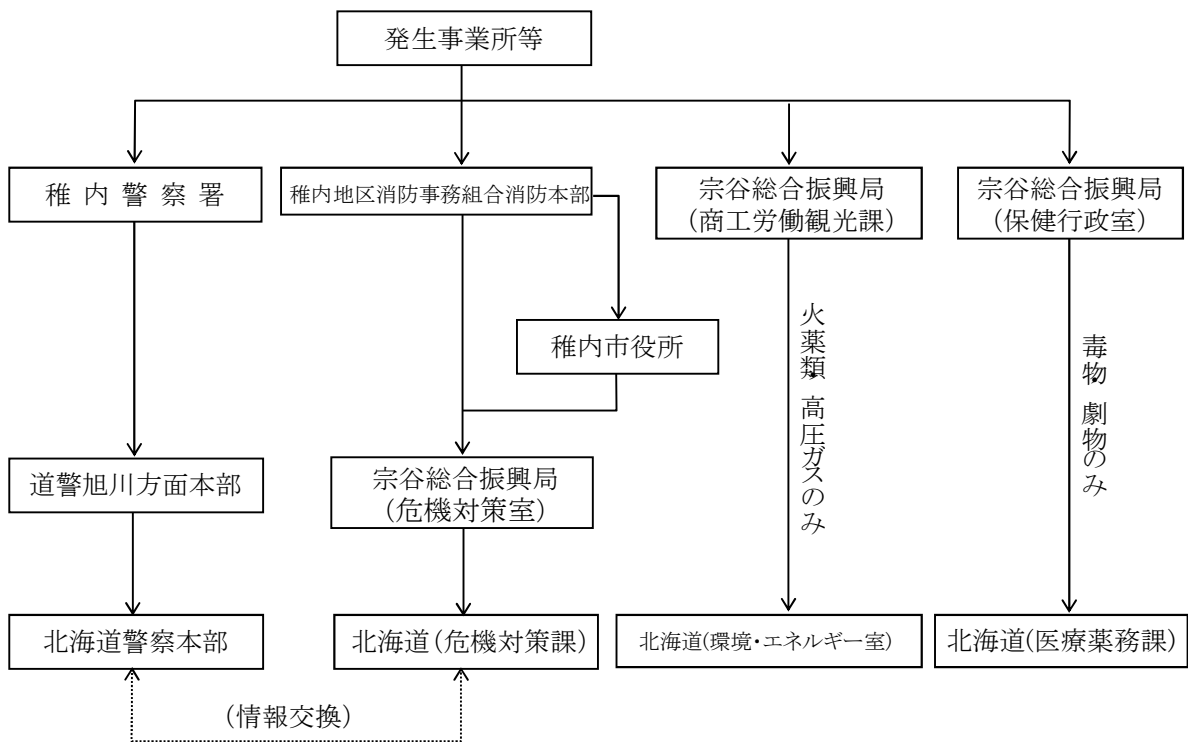
### 8 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

### 9 広域応援

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表 危険物等災害対策連絡系統図





## 第四節 航空災害対策計画

稚内空港及びその周辺並びに稚内市の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

### 第一項 対策要領

#### 1 空港周辺における航空災害

##### (1) 市街地

航空災害は、離着陸時の事故が多く、瞬時にして油火災等により乗客、乗員及び付近市民に多数の死傷者と多くの建物の倒壊及び火災が予想されるため、人命救助を第一に、併せて延焼拡大の防止にあたる。

##### (2) 海上及び林野

海上及び林野での遭難事故は、広範囲にわたるため遭難機の早期発見が急務であり、捜索機の誘導により海上及び陸上捜索救難隊が救助活動にあたる。

##### (3) 空港内における航空災害

空港内での事故は、北海道エアポート株式会社稚内空港事業所所長を隊長とした稚内空港消火救難隊が消火救助活動にあたる。

### 第二項 災害応急対策

#### 1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### (1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

##### (2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、航空関係機関により、被災者の家族等、旅客及び地域市民に対し実施するものとする。

(1) 実施機関

稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部、稚内消防署、稚内空港事務所、北海道エアポート株式会社稚内空港事業所、航空運送事業者、宗谷総合振興局、稚内警察署、稚内海上保安部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

イ 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

#### 4 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

#### 5 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、宗谷医師会に対し災害救護隊の出動を要請し、迅速かつ的確な応急医療活動を行う。

#### 6 消防活動

稚内地区消防事務組合消防本部は、稚内空港民営化に伴い令和3年3月1日再締結の「稚内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、空港事業所と相互に応援協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

#### 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬」の定めるところによるほか、遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

#### 8 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

#### 9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「基本対策編 第四章 第六節 第六項 防疫環境対策の実施」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

#### 10 自衛隊の派遣要請

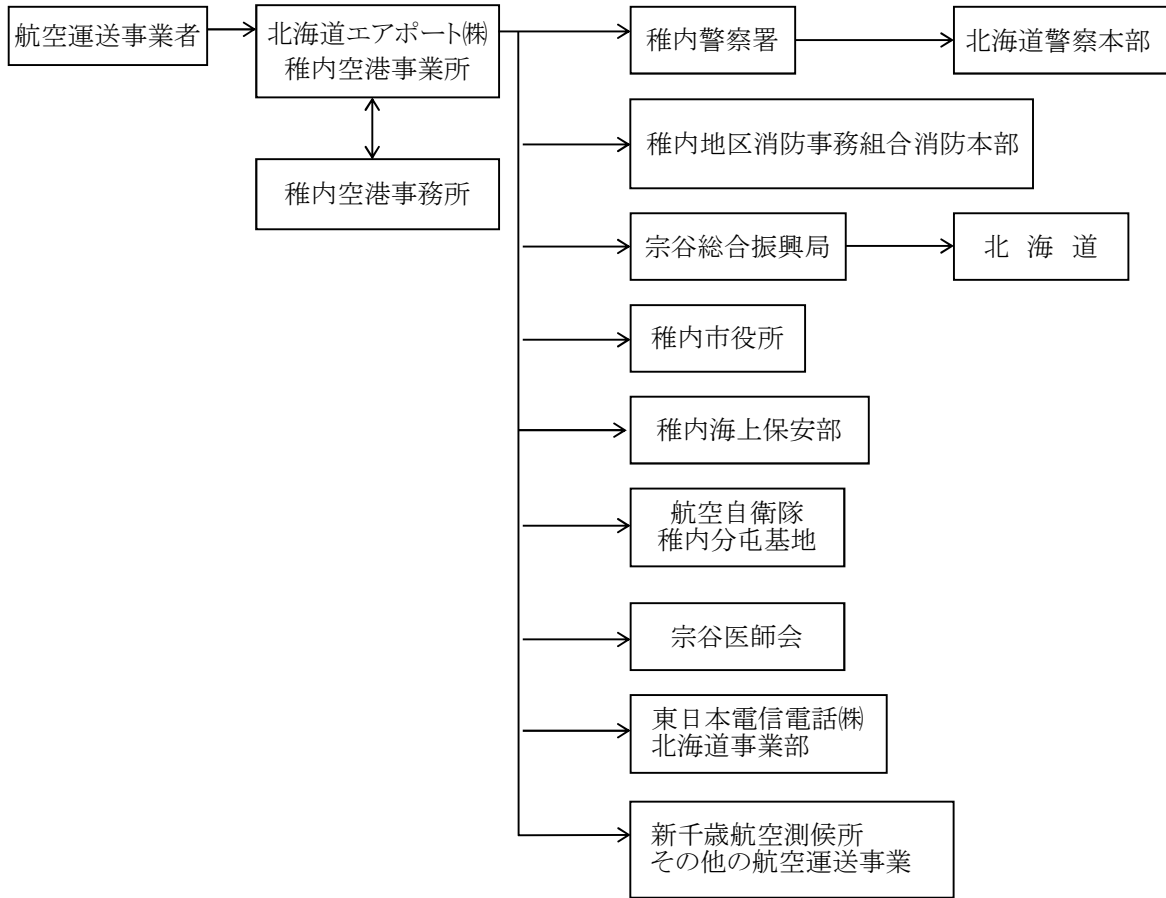
自衛隊の派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めによるほか、空港事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

#### 11 広域応援

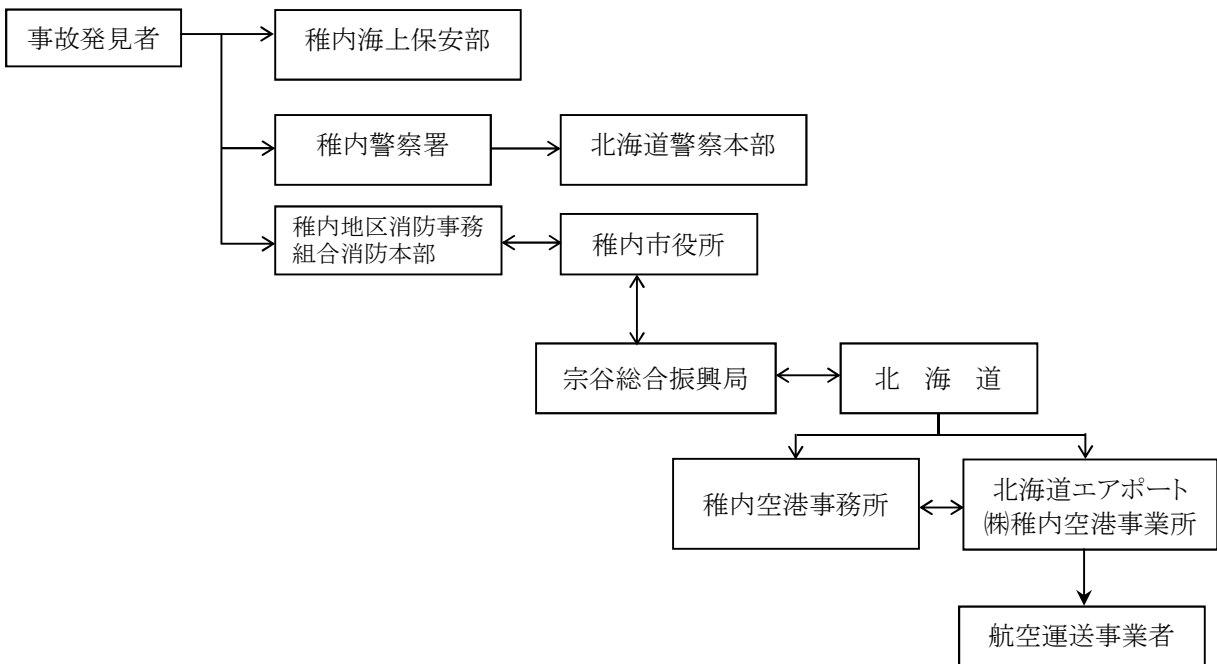
市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表 航空災害対策計画 航空災害発生連絡系統図

(1) 空港区域内又は空港区域周辺の場合



(2) その他の地域の場合





## 第七章 災害復旧・復興

災害からの復旧のための施策については、「基本災害対策編第五章 災害からの復旧のための施策」のとおり。